資料Ⅵ

Ⅵ. その他（警察庁の取組）

逆走防止に関する警察の取組

警察庁

【道路環境の整備】

○　逆走が原因となる交通事故発生地点等における現場点検を道路管理者と合同で実施し、道路管理者と連携した誤進入防止のための道路環境の改善等の交通安全対策を推進

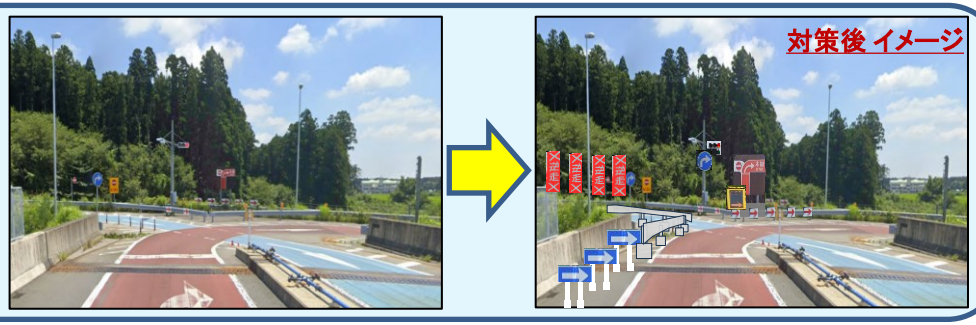

【交通事故事件捜査】

○　逆走事案を認知した際は、違反について的確な検挙措置を講じるとともに、交通事故発生の際は、危険運転致死傷罪の適用を視野に入れた交通事故事件捜査を推進

【運転者教育等】

○　交通安全教育や運転免許証の更新時講習の機会を利用した注意喚起を実施

【高齢運転者対策等】

○　逆走や信号無視等、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をした75歳以上の免許保有者に対し、臨時認知機能検査を実施

○　家族からの相談や通常の警察活動を通じて、認知症の疑いのある免許保有者を把握した場合、臨時適性検査等を実施[注]

注：医師の診断の結果、認知症と診断された場合は、免許の取消し等の行政処分を受けることになる。

【広報】

○　高速道路会社制作のリーフレット（警察庁後援）を警察庁ウェブサイトに掲載しているほか、交通安全教室や運転免許証の更新時講習等の機会に配布

○　高速道路会社等と連携し、サービスエリア等においてドライバーに対して逆走防止を呼びかける活動を推進